

〔注〕平成20年12月から改正経過を注記した。

改正

平成20年7月6日施行

平成20年12月1日整理番号第25号

平成21年3月1日要綱第17号

平成23年4月1日要綱第12号

平成24年4月1日要綱第17号

江戸川区地域施設管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区立コミュニテイ会館条例（昭和59年3月江戸川区条例第15号）その他別表第1に掲げる条例（以下「条例」という。）及び条例の施行規則（以下「規則」という。）その他関連する法規に定めるもののほか、条例で設置する地域施設（以下「地域施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の区分及び要件)

第2条 利用者の登録の区分（以下「登録区分」という。）及び要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 区として取り扱う団体は、別表第2のとおりとする。
- (2) 官公署又は公益団体として取り扱う団体は、別表第3のとおりとする。
- (3) サークル団体及び個人の登録については、別に定める。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(区、官公署及び公益団体の取扱い)

第3条 区及び官公署の予約の受付期間、申込数等の制限は、別に定めるサークル団体に準じて取り扱うこととする。ただし、区及び官公署の予約、抽選等の申込みは施設の窓口に対する申請書の提出により行うこととし、江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約第9条に規定するパスワードは付与しないこととする。

- 2 公益団体の予約（空き予約を含む。）の受付期間及びその方法並びに申込数等の制限は、サークル団体に準じて取り扱うこととする。
- 3 行政目的、教育目的及び公益目的等で地域施設を利用する場合で、区長が特に認めた場合は、

前2項の申込数等の制限を超えて利用できることとする。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(利用申請の事前承認)

第4条 行政目的、教育目的及び公益目的等で地域施設を利用する場合は、当該施設を所管する課長（事務所の長を含む。）に対し、事前承認申請書を提出し、承認を得た場合は、前条に規定する受付期間前に受け付けることができる。

2 前項に規定する事前承認に係る利用申請の受付期間は、原則として、別に定める予約の受付期間の初日の2箇月前から当該初日の属する月の前月20日までとし、当該申請が重複した場合は、必要な調整を行うこととする。ただし、当該調整後の事前承認に係る利用申請は、先着順により当該初日の前日まで受け付けるものとする。

一部改正〔平成21年要綱17号〕

(くつろぎの間の利用)

第5条 くつろぎの間の利用証は、地域施設において発行するものとし、当該利用証で区内の全てのくつろぎの間及びくつろぎの家を利用できるものとする。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(使用料等の減額又は免除)

第6条 規則に規定する使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することができる区は別表第2、官公署又は公益団体は別表第3のとおりとする。

2 規則に規定する使用料等を減免することができる区に登録した青少年団体、区に登録した熟年者の団体、障害者の団体等及び区に登録した5名以上の者とは、規則に規定する利用の目的の範囲内において利用する場合に限り、別に定める青年団体、少年団体、熟年者団体、障害者団体及び文化活動団体として取り扱うものとする。

一部改正〔平成23年要綱12号・24年17号〕

(使用料等の増徴)

第7条 条例に規定する入場料その他これに類する料金を徴収する場合とは、催し等の利用において入場料、会費、入会金等の名目にかかわらず、催し等の必要経費を超えて、明らかに営利を生み出すと思われる場合をいう。ただし、チャリティ等の慈善事業については、この限りでない。

2 前項の規定は、入場料その他これに類する料金の徴収の形態及び徴収の場所にかかわらず、適用する。ただし、一の利用について、使用料等の5割相当額増徴の適用を受けた利用者が、その利用に前後してリハーサル、反省会等を行う場合については、営利的行為が伴わない場合に限り、

増徴の対象とはしない。

- 3 使用料等の増徴に係る審査において必要と認められるときは、利用者に関係書類の提出を求めることができる。この場合において、利用者は、当該要求に応じなければならない。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(舞台のみ使用する場合)

第8条 条例に規定する練習等のため舞台のみ使用する場合は、舞台の利用に必要な最小限の照明以外の付帯設備を使用しない場合をいう。

- 2 ホール客席を使用しない場合であっても、音響、照明等の付帯設備を使用するときは、ホール全体を使用するものとして取り扱うものとする。
- 3 舞台に設置されたピアノを使用する場合は、ホール使用料（舞台のみの使用料）のほか、ピアノ使用料（全額）を徴収する。
- 4 前3項に基づく利用を承認された利用者は、舞台の控室を使用することができる。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(スポーツルーム利用及び舞台を使用しない場合)

第9条 条例に規定するスポーツルーム利用及び舞台を使用しない場合は、音響、照明、ラウンジ等を使用しない利用をいう。

- 2 ホールの舞台を使用しない場合であっても、音響、照明等の付帯設備を使用するときは、ホール全体を使用するものとして取り扱うものとする。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(控室の利用)

第10条 ホール又はバンケットルームを利用する場合において、控室として利用できる施設は、別表第4のとおりとする。

- 2 ホール又はバンケットルームと同時に控室を利用する場合は、ホール及びバンケットルームに準じて取り扱うものとする。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(利用登録申請等の送付)

第11条 地域施設は受理をした利用登録申請書に基づき、江戸川区施設予約システム（以下「システム」という。）への登録を行い、申請書等関係書類を生活振興部区民課地域施設係（以下「区民課地域施設係」という。）へ送付する。

一部改正〔平成23年要綱12号〕

(登録区分の変更に係る予約の取扱い)

第12条 登録区分を変更した場合は、利用承認時における登録区分により取り扱うこととし、当該取扱いについて必要な事項は、別に定める。

追加〔平成21年要綱17号〕、一部改正〔平成23年要綱12号〕

(ペナルティ)

第13条 システムの利用制限（以下「ペナルティ」という。）の対象となる要件に利用者が該当した場合のシステムへの入力、それぞれの地域施設で行うものとする。この場合におけるペナルティの要件及び措置は、別に定める。

2 前項のペナルティは、月末ごとに区民課地域施設係が集計を行い、当該月にペナルティのポイントが9点以上になった利用者に対し、システムの利用停止を通知する。ただし、特に必要と認める場合は、即時に利用を停止するものとする。

3 前項のペナルティによりシステムの利用が停止された利用者は、利用停止が決定した日から1年間、システムを利用できないものとする。

4 システムの利用を停止された利用者が施設を利用するときは、システムによる受付期間の終了後、利用を希望する施設に利用申請書を提出することにより、利用できるものとする。

一部改正〔平成20年整理番号25号・21年要綱17号・23年12号〕

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

一部改正〔平成21年要綱17号〕

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成21年要綱17号〕

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、地域施設の利用のために必要な準備は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則 (平成20年7月6日)

この要綱は、平成20年7月6日から施行する。ただし、地域施設の利用のために必要な準備は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則 (平成20年12月1日整理番号第25号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則（平成21年 3 月 1 日要綱第17号）

（施行日）

- 1 この要綱は、平成21年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の江戸川区地域施設管理運営要綱第 4 条第 2 項の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に申請するものから適用し、同日前に申請するものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の江戸川区地域施設管理運営要綱第12条の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に利用の承認するものから適用し、同日前に利用承認するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成23年 4 月 1 日要綱第12号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成24年 4 月 1 日要綱第17号）

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

	条例・規則名称
1	江戸川区民センター条例（昭和40年10月江戸川区条例第36号）
2	江戸川区立区民館条例（昭和42年 7 月江戸川区条例第22号）
3	江戸川区勤労福祉会館条例（昭和50年 3 月江戸川区条例第40号）
4	江戸川区立コミュニテイ会館条例（昭和59年 3 月江戸川区条例第15号）
5	江戸川区小岩アーバンプラザ条例（平成 2 年10月江戸川区条例第26号）
6	江戸川区東部フレンドホール条例（平成 8 年 7 月江戸川区条例第18号）
7	江戸川区小松川区民施設条例（平成10年 6 月江戸川区条例第26号）
8	江戸川区篠崎公益複合施設条例（平成19年 3 月江戸川区条例第 9 号）

一部改正〔平成23年要綱12号〕

別表第 2（第 2 条、第 6 条関係）

登録区分	登録要件
区	1 区の執行機関 2 江戸川区教育委員会

	3 江戸川区監査委員
	4 江戸川区選挙管理委員会
	5 江戸川区農業委員会
	6 江戸川区議会
	7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成16年3月江戸川区条例第1号）第2条第1項に規定する団体（同項第3号の団体を除く。）
	8 江戸川区の附属機関（江戸川区の組織に関する規則（昭和40年3月江戸川区規則第8号）別表第2に定めるもの）

一部改正〔平成20年整理番号25号〕

別表第3（第2条、第6条関係）

登録区分	登録要件
官公署又は公益団体	<p>1 江戸川区公共団体連絡会に所属している官公署</p> <p>2 公益団体</p> <p>（1） 区から委嘱された者で構成される団体で、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 環境をよくする地区協議会</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 江戸川区青少年育成地区委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 江戸川区青少年委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 江戸川区スポーツ推進委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 民生・児童委員会</p> <p>（2） 区民の生活、文化、コミュニティ及び福祉の向上のため区が補助金を交付した団体で、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 区が主催、共催又は後援する地域まつり実行委員会及び運動会実行委員会</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 区内の社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム等）</p> <p>（3） 国又は地方公共団体の行政目的に協力し、又は住民福祉の向上を目的とする団体で、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 防犯協会</p>

	イ 防火協会 ウ 交通安全協会 エ 消防団 オ 保護司会 カ 社会福祉協議会 キ 小松川母の会 ク 小岩母の会 ケ 更生保護女性会 コ 保育ママの会 (4) 前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの ア 町会及び自治会 イ 町会及び自治会の連合組織 3 その他区長が特に認める官公署又は公益団体
--	--

一部改正〔平成21年要綱17号・23年12号・24年17号〕

別表第4（第10条関係）

施設名	控室として利用できる施設名
区民館 コミュニティ 会館	集会室、フラワーホール、レクリエーションホール、健康スタジオ、音楽室、料理講習室、和室、くつろぎの間
小岩アーバン プラザ	楽屋、集会室、講習室、和室
東部フレンド ホール	楽屋、集会室第1、集会室第2、集会室第4、音楽室第1、音楽室第2、和室
小松川区民施 設	控室、集会室第3、集会室第4
区民センター	集会室401から407まで

一部改正〔平成23年要綱12号〕